

Tobu通信

鳥取県教育委員会事務局
 東部教育局
 〒680-0061鳥取市立川町六丁目176番地
 東教発 R 2. 6. 1 No.162
<https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>

思いを伝える発信力を育む「江山かがやき科」



4月より、鳥取市立江山学園が、市内4校目の義務教育学校として開校しました。平成30年度より、教職員、保護者、地域住民が協議を重ね、それぞれの思いや期待を込めた、めざす学校像・子ども像、学校教育目標等を設定し、それを具現化する特別の教科「江山かがやき科」の学習が始まりました。自分の意見や考えを堂々と伝える「発信力」をつけることを目標に取り組み「江山かがやき科」を紹介します。



「発信力」は、経済産業省が提唱する「人生100年時代の社会人基礎力」の12の能力要素のひとつに位置付けられた、未来を生き抜く大切な力です。「江山かがやき科」を軸とした学園での学びを通して、子どもたちは夢を描き、多様な人々とつながり、身に付けたプレゼン能力を最大限に生かしてふるさとの良さ、素晴らしさ等を発信していきます。この経験を通して自立・協働・創造の力が育まれた江山学園の子どもたちが、より良い未来を切り拓くリーダーとして成長していくことが期待されます。

学校で学ぶことを通して

局長 長谷川 隆

本年度より小学校で完全実施となった新学習指導要領ですが、その解説総則編において「児童一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な力を育てていくことを重視している」と述べられています。

全国的に休校が長く続いた地域もあり、「学習機会の保障」が問題となっています。そういった中、本県では5月7日より学校が再開されました。各学校では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまで通りといかない中でも、分散登校も含めさまざまな工夫をしながら、真摯に教育活動に取り組まれています。このことは、子どもたちに学習の機会を保障することと併せて、学校という場においてこそできる学びを通して、子どもたちに未来の担い手となる力を育む大きな機会となります。そして学校にとっても、新しい時代の教育活動の場として成長する機会にもなると思っています。

特別支援教育
コーナー

「特別支援教育の手引」をご活用ください



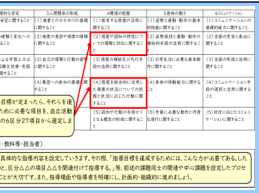
令和2年3月に県教育委員会特別支援教育課から「特別支援教育の手引」が発行されました。障がいのある児童生徒の指導に当たっては、一人一人の障がいの状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることを十分留意し、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが大切です。手引は、特別支援教育の基本的事項を学べるように作成されており、多くの事例も掲載されています。

教育課程編成のポイントや留意事項、時間の割編成や教科書選定のポイントが確認できます。担任の業務内容も確認できます。



交流及び共同学習の意義や実施形態、留意点等が確認できます。特別支援学級担任と交流学級担任とが連携する際のポイントも確認できます。

個別の指導計画や年間(題)配当表の様式が解説されています。



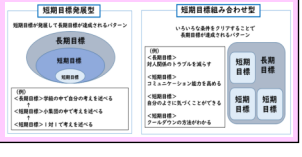
目次

- 1 特別支援教育
- 2 切れ目ない支援
- 3 特別支援学級
- 4 通級による指導
- 5 自立活動
- 6 交流及び共同学習
- 7 様式例
- 8 実践ポイント集

引用・参考文献

関係機関との連携や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用、校内支援体制充実に向けたポイント等が確認できます。

自立活動の意義や指導の基本、実態把握から指導内容の決定までの流れが確認できます。



障がいのある児童生徒等の指導・支援等におけるチェックポイントや、障がい種ごとの支援のポイント、個別の指導計画の記載例等が掲載されています。

複数学年を対象とした学習の指導の工夫についても確認できます。

通常の学級にも、障がいの有無に関わらず、教育上特別な配慮を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育について理解を深めることが大切です。

特別支援教育課HPよりダウンロードできます!

学事コーナー

コンプライアンス研修は自分の問題として

学校においては、不祥事撲滅のため、組織をあげてコンプライアンスの意識の向上に取り組まれています。教職員は正職員、臨時職員、常勤、非常勤の区別に関わらず、法令等を遵守し、県民の信頼に応えなければなりません。しかし、本年度に入り、教職員が酒気帯び運転の疑いで逮捕される事案が発生しました。一部の教職員の不適切な行為によって、教育への信頼が大きく揺らいでいます。なぜ、これだけ研修を行っても不祥事がなくなるのでしょうか。

- ・ 不祥事を自分の問題と捉え切れておらず、研修を形式的に受けている教職員がいるのではないか。
- ・ 勤務時間中は自覚があるが、休日等ではついで気分が抜け、無意識のうちにしまっているのではないか。

各学校に配布した本資料を、ご活用ください。



ぜひ、自分の問題として捉える研修、24時間服務規律徹底の意識がもてる研修を工夫して、実施してください。自分はどうか、一人一人が振り返ることが大切です。以下の項目について、チェックしてみましょう。

「自家用車の運転について」	チェック(✓)欄
・ 制限速度を常に意識しながら運転している。	
・ 一時停止は、タイヤが止まるまでしっかりと止まり、左右を確認している。	
・ 運転中は、たとえ着信があっても携帯やスマートフォンを操作していない。(罰則強化により、「ながらスマホ」で事故を起こせば、一発免許停止である。)	
・ 微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しないという強い決意がある。	
「毎日の勤務の中で」	チェック(✓)欄
・ 児童生徒の手本となるよう、TPOにあった服装・言葉遣いに心がけている。	
・ 体罰や暴言を言わないように心がけ、感情的な指導を行わないようにしている。	
・ ツイッターやラインなどSNSで情報のやり取りをする際、学校に関わる個人情報の取扱いや人権侵害がないかなど、細心の注意を払っている。	